

古代

第3章 律令国家の形成 3. 律令国家の文化 (2) 国史編纂と万葉集

『万葉集』と因幡国 —八上采女—

鑑賞

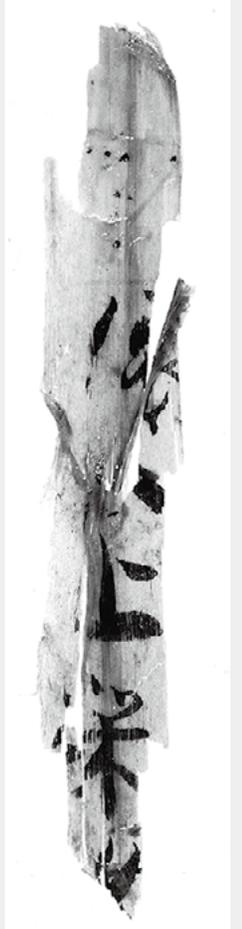
安貴王(天智天皇の曾孫)が、不敬の罪(天皇に無礼をはたらいたことに対する罪)で故郷の因幡国に帰らされた妻の八上采女(采女は天皇に近侍する女性)を思い詠んだ歌で、724(神亀元)年10月以前に詠まれたものと推定されている。

采女は天皇の側近く仕える女性で、各国から三郡に1人の割合(742年からは全ての郡から1名を貢進とされる。9世紀初めに貢進は一時停止されるが、数年後に復活する)で13歳から16歳の容姿の美しい者が貢進され、出身の郡名を付けて「〇〇采女」と呼ばれた。

両者の結婚が「不敬」として罰せられた理由としては、次の①・②の見解が示されている。

- ①采女の結婚は禁止されており、秘密結婚が発覚したため(但し、律<当時の刑法>には采女の結婚を禁止する規定はない)。
- ②「愛情もつとも盛りなり」とあり、両者の激しい愛情表現を天皇が不快に感じたため。

『本朝皇胤紹運録』(鎌倉時代に編纂された系図集)には、藤原麻呂(藤原不比等の四男、京家の祖)の子・浜成(724年生まれ)の母として八上采女が記され、また平城宮跡からは、747(天平19)年頃に廃棄されたと推定される、「八上采女」と判読できる木簡の切りくずが出土している。いずれも安貴王の妻とは別人と考えられ、「八上采女」と呼ばれた女性が複数存在したこと、八上郡が因幡国内で采女を貢進する郡の1つであったと推測される。



平城宮出土木簡
「八上采女」★
(奈良文化財研究所蔵)

(担当：石田敏紀)

安貴王が別れた妻を偲んで詠んだ歌(『万葉集』巻四―五三四・五三五)

安貴王の歌一首 短歌を并せたり

遠妻の ここにし在らねば 玉梓の 道をた遠み 思ふそら 安からなく
に 嘆くそら 苦しきものを み空行く 雲にもがも 高飛ぶ 鳥に
もがも 明日往きて 妹に言問ひ 我が為に 妹も事無く 妹が為 我も
事無く 今も見る如 副ひてもがも
反歌

しきたへの 手枕まかず 間置きて 年そ経にける 逢はなく思へば
右、安貴王、因幡の八上采女を娶るや、係念極まりて甚しく、愛情尤も
盛りなり。時に、勅して不敬の罪に断め、本郷に退却せしむ。ここに、王
の意(こころ)悼怛して、聊かにこの歌を作りしなり。

〔現代語訳〕 * 『日本古典文学全集 万葉集』(小学館、全4巻)の訳を一部改作

遠妻が ここに居ないので(玉梓の) 道が遠いので 思う心も 安らかでなく 嘆く心も
苦しくてならぬが 空を行く 雲にでもなりたい 高く飛ぶ 鳥にでもなりたい 明日にでも
行って 彼女と語り合い わたしにとって 彼女も幸福に 彼女にとって わたしも幸福に
今もありありと面影に見えているように ぴったりと寄り添っていたものだ

〔反歌〕

(しきたへの) 手枕もしないで 遠く離れて年が過ぎてしまった 逢わないでいるうちに
右は、安貴王が因幡の八上采女を娶った。思いは一通りでなく、愛情は甚だ盛んであった。
ところが、勅命によって王は不敬の罪に断ぜられ、本郷に帰された。そこで王は心に痛み悲し
んで、取り敢えずこの歌を作った、というのである。

参考資料

・石田敏紀『鳥取県史ブックレット8 古代因幡の豪族と采女』(2011年)